

入院期間が180日を超える入院に係る療養費(保険給付額)の改正について

平成14年4月の健康保険法の改正により、入院期間が180日を超える入院については、患者さんの自己の選択に係るものとして入院基本料の保険給付額が減る制度が導入され、保険給付額が85%となりました。

これに伴い、下記に示す180日を超える入院となった場合、入院基本料について保険給付対象外の部分は、保険医療機関ごとに届出した特別の料金を頂く制度となっております。

(厚生労働省が入院の必要性が低い、長期入院している患者様への対応を図る観点から制度を改めたものです。)

当該制度において、通算する入院料及び入院期間、特別の料金等、詳細については下記に示しますが、事前に患者さんへの十分なご説明をさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。

◆入院期間に通算する入院料(他の医療機関における入院期間も含む)

- ・一般病棟入院基本料
- ・専門病院入院基本料
- ・特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る)

◆入院期間の計算方法(他の医療機関における入院期間も含む)

- ・保険医療機関を退院後、同一傷病により新たに入院した場合、前回の入院期間を今回の入院に通算します。
ただし、退院後3ヶ月以上の期間、同一傷病についていずれの保険医療機関に入院することなく経過し、新たに入院した場合は通算しません。
また、当該傷病が一旦治癒、または治癒に近い状態になった後に、新たに入院した場合においても通算しません。
- ・同一の保険医療機関内の介護療養病床等に3ヶ月以上の期間入院後に、通算対象病棟に転棟した場合は、当該転棟日より新たに入院期間を計算します。

◆当該制度の対象としない患者

下記の状態等に該当する方は、180日の入院期間を超えた場合においても当該制度は適用されません。

- ・難病患者等入院診療加算を算定する患者
- ・重症者等療養環境特別加算を算定する患者
- ・悪性新生物に対する腫瘍用薬を投与している状態
- ・悪性新生物に対する放射線治療を実施している状態
- ・ドレーン法または胸腔もしくは腹腔の洗浄を実施している状態
- ・人工呼吸器を使用している状態
- ・15歳未満の患者
- ・重度の肢体不自由者、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等
- ・全身麻酔その他これに準ずる麻酔を用いる手術を実施し、当該疾病に係る治療を継続している状態
(ただし、当該手術を実施した日から30日までの間に限る)
- ・造血幹細胞移植又は臓器移植後の拒絶反応に対する治療を実施している患者
- ・人工腎臓、持続緩除式血液濾過または血漿交換療法を実施している状態
- ・末期の悪性新生物に対する治療を実施している状態
- ・呼吸管理を実施している状態
- ・頻回の喀痰吸引・排出を実施している状態
- ・肺炎等に対する治療を実施している状態
- ・集中的な循環管理が実施されている先天性心疾患等の患者
- ・育成医療の給付を受けている患者
- ・小児慢性特定疾病医療支援を受けている患者

◆入院期間が180日を超えた場合の入院基本料についての特別の料金

(1日につき、税込)

当院では、下記の通り特別の料金を定めております。

入院基本料の区分	特別の料金 (15%+税)	保険給付額 (85%)
急性期病院一般入院基本料	3,180円	16,410円
急性期病院A一般入院料		